

入札説明書

県産農林水産物生産者応援事業 委託業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
県産農林水産物直売所消費応援事業運営業務
- (2) 業務の仕様等
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和5年2月28日（火）
- (4) 納入場所
別添仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

本件の入札参加を希望する者は、次に従い、申込書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出場所
兵庫県農林水産部流通戦略課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
電話(078)341-7711 内線4051
- (2) 提出期間
令和4年9月27日（火）から10月3日（月）まで（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出書類
ア 入札参加申込書を作成の上、上記(1)の申込場所に提出すること。
イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し及び一般競争入札に参加を希望する者の会社概要を入札参加申込書に添付すること。
なお、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに取り得ていない場合は、下記6(1)の入札開始日時までに上記(1)の場所に持参または郵送すること。
(入札参加資格審査窓口)
兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4947
- (4) 入札参加資格の確認
ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和4年10月6日（木）までに申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）を電子メール又はファックスにて通知する。
- (5) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書、電子メール、ファックス（様式は任意）で質問すること。
 - ア 提出場所 前記 3 (1)に同じ。
 - イ 提出期間 前記 3 (2)に同じ。
- (2) 質問に対する回答書は、令和 4 年 10 月 6 日（木）までに入札参加者に文書、電子メール又はファックスにて通知する。

5 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 前記 3 (1)に同じ。
- (2) 日時 前記 3 (2)に同じ。

7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県庁 西館 大入札室
- (2) 日時 令和 4 年 10 月 7 日（金）午後 2 時

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札（2 回目）」・「入札辞退届」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和 4 年 10 月 5 日（水）17 時までに前記 3 (1)の場所に必着すること。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で記入すること。
- (2) 入札書は、所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載にあたっては、次の点に留意すること。
 - ア 業務委託名は、前記 1 (1)に示した業務の名称とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き替え又は撤回することはできない。
- (7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額の 100 分の 5 以上の額を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和 4 年 10 月 7 日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和 4 年 10 月 13 日（木）以降の任意の日を終了日とすること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額 100 分の 110）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約希望金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証 保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12 無効とする入札

(1) 前記 2 に示した入札参加資格のない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

(1) 財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約によることができる。

14 入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時及び場所に持参、郵送等により行うこと。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）の納入を求められた場合、入札保証金が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 4 年 10 月 13 日（木）までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のう

ち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったものの以外のも

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ 前記ア及びイに違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置に意義を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

19 契約事務担当部局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県農林水産部流通戦略課（電話番号：078-341-7711 内線4051）